

甲賀市消防団条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

これまで女性消防隊では、地域や学校等における応急手当講習を実施してきましたが、少子高齢化や勤務形態の多様化などの影響もあり、応急手当指導員資格を有する団員の確保が難しくなっています。

このことから、応急手当指導員資格を有する元消防団員を支援団員として確保することで、これまでどおりの講習開催ができるよう、甲賀市消防団条例の一部を改正するものです。

2 改正の概要

令和3年度に導入した分団管轄内での災害に出動できる支援団員に加え、新たに、救命講習を実施できる支援団員を追加することについて、必要な改正を行うものです。

(1) 支援団員を任命するに当たり必須とする要件について、次の内容を追加するものです。

- ・応急手当指導員資格を有し、救命講習の講師として活動できる者

【第4条関係】

(2) この条例は、令和8年4月1日から施行するものとします。

【付則関係】

3 その他

支援団員の職務、教養及び訓練について、甲賀市消防団条例施行規則を一部改正して、救命講習指導に関する規定を明文化します。

本改正に伴う予算への影響はありません。